

第8期 介護保険料について（令和3年度～5年度）

1 保険料基準月額

第8期の第1号被保険者保険料基準月額は6,500円とします。計画素案時の6,800円と比較して、介護給付費準備基金の活用により300円下げました。

2 積算の考え方

- 介護保険料は、介護保険事業期間に見込まれる要介護認定者数やサービス量などから3年間の保険給付費見込（約9,488億円）を算出し、それに基づき具体的な保険料を定めています。
- 第8期の介護保険料は、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増、介護報酬改定(+0.7%)などにより保険料が上昇します。
- 令和2年度末介護給付費準備基金の残高見込額（約155億円）の全額を取り崩すことにより、介護保険料の上昇抑制を図ります。
- 保険料段階（現行16段階と段階ごとの料率）は変更しません。

3 条例改正

- 介護保険条例は、令和3年第1回市会定例会にて可決されました。
(令和3年4月1日施行)

第7期（平成30～令和2年度） ※保険料は令和2年度のもの				第8期（令和3～5年度）			
段階	対象者	負担割合	年間保険料 (月額換算)	段階	対象者	負担割合	年間保険料 (月額換算)
第1段階	・生活保護または 中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	0.25	18,600円 (1,550円)	第1段階	・生活保護または 中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	0.25	19,500円 (1,625円)
第2段階	本人の「公的年金等収入額」と 「合計所得金額（※）-公的年金等所得金額」の合計が80万円以下	0.25	18,600円 (1,550円)	第2段階	本人の「公的年金等収入額」と 「合計所得金額（※）-公的年金等所得金額」の合計が80万円以下	0.25	19,500円 (1,625円)
第3段階	本人の「公的年金等収入額」と 「合計所得金額-公的年金等所得金額」の合計が120万円以下	0.35	26,040円 (2,170円)	第3段階	本人の「公的年金等収入額」と 「合計所得金額-公的年金等所得金額」の合計が120万円以下	0.35	27,300円 (2,275円)
第4段階	上記以外	0.60	44,640円 (3,720円)	第4段階	上記以外	0.60	46,800円 (3,900円)
第5段階	本人の「公的年金等収入額」と 「合計所得金額-公的年金等所得金額」の合計が80万円以下	0.90	66,960円 (5,580円)	第5段階	本人の「公的年金等収入額」と 「合計所得金額-公的年金等所得金額」の合計が80万円以下	0.90	70,200円 (5,850円)
第6段階 <基準額>	上記以外	1.00	74,400円 (6,200円)	第6段階 <基準額>	上記以外	1.00	78,000円 (6,500円)
第7段階	本人の合計所得金額が 120万円未満	1.07	79,600円 (6,633円)	第7段階	本人の合計所得金額が 120万円未満	1.07	83,460円 (6,955円)
第8段階	本人の合計所得金額が 120万円以上 160万円未満	1.10	81,840円 (6,820円)	第8段階	本人の合計所得金額が 120万円以上 160万円未満	1.10	85,800円 (7,150円)
第9段階	本人の合計所得金額が 160万円以上 250万円未満	1.27	94,480円 (7,873円)	第9段階	本人の合計所得金額が 160万円以上 250万円未満	1.27	99,060円 (8,255円)
第10段階	本人の合計所得金額が 250万円以上 350万円未満	1.55	115,320円 (9,610円)	第10段階	本人の合計所得金額が 250万円以上 350万円未満	1.55	120,900円 (10,075円)
第11段階	本人の合計所得金額が 350万円以上 500万円未満	1.69	125,730円 (10,478円)	第11段階	本人の合計所得金額が 350万円以上 500万円未満	1.69	131,820円 (10,985円)
第12段階	本人の合計所得金額が 500万円以上 700万円未満	1.96	145,820円 (12,152円)	第12段階	本人の合計所得金額が 500万円以上 700万円未満	1.96	152,880円 (12,740円)
第13段階	本人の合計所得金額が 700万円以上 1,000万円未満	2.28	169,630円 (14,136円)	第13段階	本人の合計所得金額が 700万円以上 1,000万円未満	2.28	177,840円 (14,820円)
第14段階	本人の合計所得金額が 1,000万円以上 1,500万円未満	2.60	193,440円 (16,120円)	第14段階	本人の合計所得金額が 1,000万円以上 1,500万円未満	2.60	202,800円 (16,900円)
第15段階	本人の合計所得金額が 1,500万円以上 2,000万円未満	2.80	208,320円 (17,360円)	第15段階	本人の合計所得金額が 1,500万円以上 2,000万円未満	2.80	218,400円 (18,200円)
第16段階	本人の合計所得金額が 2,000万円以上	3.00	223,200円 (18,600円)	第16段階	本人の合計所得金額が 2,000万円以上	3.00	234,000円 (19,500円)

※ 介護保険法施行令上の合計所得金額